

議案第24号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例

三田市総合福祉保健センター条例（平成7年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 身体障害者デイサービスセンター
- (5) 障害者基幹相談支援センター

第3条第1項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 精神障害者支援センター

第3条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 障害者生活支援センター

第3条の2第1項中「障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター、障害者就業支援センター」を「身体障害者デイサービスセンター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター」に改める。

第3条の3第1項の表保健センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センターの項中「地域包括支援センター」の次に「、障害者基幹相談支援センター」を、「障害者就業支援センター」の次に「、精神障害者支援センター」を加える。

#### 付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。